

地方税財源の確保・充実等に関する提言

令和 3 年 6 月 1 0 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

I 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

1 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）により、100年に一度の危機ともいえるべき甚大な影響が、地域経済と日本経済のあらゆる分野に、極めて長期間にわたって及んでいる。

全国知事会として、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化しよう全力を傾けてきたところである。今後とも、積極的疫学調査やPCR検査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けなどに全力を挙げることにしているが、これまでにない早さでの感染拡大や重症化をもたらす変異株への対応を含めた感染拡大防止策や医療提供体制の整備はもとより、雇用維持・事業継続や経済活動の活性化・強靱な経済構造の構築などに、引き続き、強力な対策を講じなければならないとの危機感を共有している。

政府においては、こうした現場の実情を踏まえ、猛威を振るっている「変異株」に打ち勝つため、地方と心をつなぐ、今後のワクチン接種の動向等も踏まえ、宣言の解除やその後の感染防止対策と社会経済活動との両立等、中期的な対応方針を早急に示すとともに、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の更なる増額など補正予算も含めて機動的な追加対策を躊躇なく実施することを期待する。

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の確保・充実及び弾力的運用等

国においては、これまで「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を補正予算や予備費の使用により、同交付金に「協力要請推進枠」等を設け、感染が急速に拡大した都道府県では、飲食店に対する営業時間短縮要請に応じた店舗等に対して「協力金」を支給するなど感染拡大を食い止めるための追加的な取組を行っている。

また、本年2月末時点の各都道府県への調査では、交付限度額分は国において新年度に繰り越した分も含めてほぼ予算計上済みであり、かつ、不足見込額が既に約6,000億円となっていることを踏まえ、予備費を活用し事業者支援分（5,000億円）が追加交付されることとなった。

しかし、新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要があるとともに、さらに第4波の到来により全国で感染が深刻な状況や地域の実情に応じた独自の対応（国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本

的対処方針」に上乘せした要請を行い、追加の財政支援を行っていることなど）を行っている団体もあることも踏まえ、全ての地方自治体が必要とする額について、国において確保し、迅速に追加・増額配分を実施するべきである。また、地方公共団体が独自に発行する食事券の発行や地元産農林水産物の学校給食等への利用等の事業者支援に資する事業も事業者支援分の対象とするなど、地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直しを行うとともに、基金積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化などを図るべきである。

具体的には、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置等による休業要請の実施や営業時間短縮要請の対象時間・対象区域の拡大及び要請期間の延長等により、飲食店等に対する協力金やガイドライン遵守のための見回り活動に要する経費が多額になると見込まれることを踏まえ、上乘せ措置を行った場合の地方負担分（40%）の軽減及び即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなどの財源措置等により、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うべきである。また、協力要請推進枠による支援の対象について、緊急事態措置区域や重点措置区域以外の地域も含めて、各都道府県知事が効果的な感染拡大防止対策を行えるよう、イベント関連施設等をはじめ、飲食業及び大規模施設以外の事業者に対する休業・時短要請についても対象とするとともに、緊急事態措置とまん延防止等重点措置の間での下限単価の差異を是正するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図るべきである。加えて、規模別協力金や大規模施設等協力金における面積に応じた支給金額算定の導入により制度が複雑化しており、事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、自治体ごとの柔軟な運用を認めるとともに、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡充及び大規模施設等協力金における事務費の配分を行うべきである。

さらに、同交付金以外の措置である一時支援金について、1年以上にわたる新型コロナウイルスの影響の長期化に加えて、緊急事態宣言が再発令されたこと等により、対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うとともに、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、セーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種指定の延長、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じるべきである。また、一時支援金や月次支援金等の支援措置について、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出等の簡素化による迅速な給付、自治体を実施する支援制度との役割分担を図るための対象事業者の考え方や支給状況などの情報提供を行うべきである。

併せて、既に大きな損失を被っている上に、緊急事態宣言の延長等により非常に大きな打撃を受けているバス、鉄道、航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代

事業者等に対しては、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うべきである。また、JRローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設すべきである。

（２）「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保・充実及び弾力的運用等

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、感染症対策の最前線にある診療・検査機関、入院医療機関及び宿泊療養施設の運営等を支えている。このため、更なる予備費の充当も含め増額を図るとともに、同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げや空床補償、退院時の移送による後方支援病床の確保のための空床確保、医療機関や高齢者や障害者入所施設の従業者への集中的検査などの医療検査体制の強化、陰圧室や発熱外来の整備等に伴う病院改修による患者受入体制整備の用途拡充、医療・介護従事者等に対する慰労金の支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ、更なる増額も含めた柔軟な対応を行うべきである。

また、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても対象とするなど、実情に応じて都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うべきである。

併せて、新型コロナ患者を受け入れた医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現するべきである。

加えて、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すべきである。

（３）地域経済と日本経済の力強い再生に向けた経済対策の実施

新型コロナの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずるべきである。

特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、業種間での労働移動などの促進策を講じてもおお必要となる場合には、雇用の受け皿を確保するため、基金を活用した「緊急雇用創出事業」等を早急に創設すべきである。

また、雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、速やかな感染防止措置を実行するためにも、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うべき

である。

2 地方団体の資金繰りへの支援

新型コロナの拡大防止対策としての不要不急の外出の自粛や国内外との往来の制限、事業者等への休業要請等により、企業の生産活動や住民の消費活動等に対して過去に例を見ない著しいマイナスの影響が生じている。

このため、想定を超える大幅な減収が見込まれる「地方消費税など消費や流通に関わる7税目」について、2020年度（令和2年度）限りの措置として減収補填債の対象税目に追加し、併せて財政融資資金等の安定的な資金確保に向けた措置が講じられた。また、その他の税目や使用料・手数料の減収相当額を発行できる特別減収対策債が創設された。

2021年度（令和3年度）においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が講じられているところであるが、引き続き、新型コロナの影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、2020年度（令和2年度）の措置を踏まえ、必要な措置を講じるべきである。

II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

我が国の景気は、新型コロナの影響により、依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではなく、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年（令和2年）7月17日閣議決定、以下「骨太の方針2020」という。）は、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとし、「経済財政運営と改革の基本方針2019」

（2019年（令和元年）6月21日閣議決定、以下「骨太の方針2019」という。）のうち、骨太の方針2020に記載が無い項目については、引き続き着実に実施するとしている。

骨太の方針2019においては、地方財政について、「地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である」との認識の下、「新経済・財政再生計画に定める目安に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取

り組み、財政健全化につなげる」とされており、今後、地方交付税や社会保障、公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

しかしながら、地方が責任をもって、社会保障はもとより、新型コロナの感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいている中、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組はもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

今後、地方が責任をもって、前述した地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、2022年度（令和4年度）の地方財政計画においても、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や一億総活躍社会が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保・充実は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画では、地方についても国の取組と基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない状況にある。近年、地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増嵩分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいている中、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

新経済・財政再生計画では、2019～2021年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。また、「社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する」とともに、「消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担）については、別途考慮する」とされている。

2021年度（令和3年度）の地方財政計画では、新型コロナの影響により、国・地方を通じて税収の大幅な減少が見込まれるなど極めて厳しい財政状況の中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化の推進、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を上回る62.0兆円を確保している。地方交付税総額については、前年度を0.9兆円上回り、近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円を確保するとともに、2018年度（平成30年度）以来の折半対象財源不足が生じる中、地方の強い要望に応え、臨時財政対策債を可能な限り抑制したものとなっている。

2022年度（令和4年度）以降、新型コロナの影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえつつ、経済の力強い回復への基盤を築く必要がある。このため、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、新型コロナの感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、2022年度（令和4年度）以降においても、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、今後も安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すべきである。

また、特に、新型コロナ、防災・減災対策、地方創生及びデジタル化に係る事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

とりわけ、2020年（令和2年）12月策定の「全世代型社会保障改革の方針」では、「令和4年（2022年）には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である」とされ、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代

が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本であるべきである」とされた。この考え方を踏まえた取組が、国と地方において求められる中であって、社会保障関係費について、地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障に係る地方単独事業の経費、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映すべきである。

2 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

なお、新経済・財政再生計画においては、「業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する」こととされているが、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべきである。

3 国土強靱化の強化、地方創生回廊の実現及び公共施設等の適正管理

近年、大規模な災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

こうした中、国においては、2020年（令和2年）12月、事業規模15兆円程度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、ハード・ソフト両面からあらゆる関係者が協働する抜本的な治水対策である「流域治水」を推進す

る約3,000億円の優先配分枠や、重要インフラの老朽化対策費等が盛り込まれるとともに、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の事業期間の5年間延長と対象事業等の大幅な拡充や、防災重点農業用ため池を対象施設に追加するなどの「緊急浚渫推進事業債」の拡充といった地方財政措置が講じられている。これらの防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するため、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

併せて、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

また、ポストコロナを念頭に地方創生を加速前進させていくため、地方創生回廊を構築し、多核連携型の基盤づくりを戦略的に進めるとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業費」については、全国知事会調査によれば、都道府県において、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれるため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を検討するとともに、2022年度（令和4年度）以降も延長すべきである。

4 社会保障に係る地方財源の確保

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられた。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となったが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

5 地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでとされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、これまでは歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきである。

2018年度（平成30年度）地方財政計画においては、リーマン・ショック後の緊急対策として地方財政計画に計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充及び事業費の増額や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出が確保されたほか、2020年度（令和2年度）地方財政計画においては、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「地域社会再生事業費」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保されている。さらに、2021年度（令和3年度）地方財政計画においては、地方のデジタル改革の実現に必要な経費として、新たに「地域デジタル社会推進費」として2,000億円が確保されている。これらの歳出を含め、引き続き、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するため、必要な歳出を確実に計上すべきである。

一般行政経費（単独）等の枠計上経費については、内訳や積算が明らかではないことから、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論がある。また、新経済・財政再生計画では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされている。

近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増嵩分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせることで行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである。

6 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

2021年度（令和3年度）地方財政計画では、地方税の大幅な減収等により、財源不足額が5.6兆円増の10.1兆円に大幅に増加し、2018年度（平成30年度）以来と

なる折半対象財源不足が生じたことから、臨時財政対策債は前年度から 2.3 兆円増の 5.5 兆円とされた。

新経済・財政再生計画では、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、更には、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化につなげるとされている。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

7 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25 年度（令和 3～7 年度）の 5 年間を「第 2 期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで特例的な財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

8 補助金の見直しについて

補助金については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど、対象や工程について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきである。

IV 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

政府においては、2020 年（令和 2 年）12 月に第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第 1 期（2015 年度～2019 年度）の成果と課題等を踏まえて、「地方とのつながりを築き、地方への人の流れをつくる」といった基本目標に加え、地域における Society5.0 の推進や地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくりによる「新しい時代の流れを力にする」などの横断的な目標の下に取り組むこととしている

東京圏への2020年（令和2年）の転入超過は9万9千人と前年よりも減少したものの、依然として東京圏への一極集中の傾向は継続している。一方で、国のアンケート調査によると、東京圏在住者（20～59歳）の約半数が地方圏での暮らしに関心を持っており、若い人ほど関心が高く、また、地方圏出身者（転入者）の方が東京圏出身者よりも関心が高いという結果になっている。これらも踏まえ、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（2020年（令和2年）7月17日閣議決定）では、「今般の感染症が都市部を中心に拡大していることを踏まえ、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がってきている」、また、「感染症の拡大に伴う、テレワークなどの経験により、地方移住や、副業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じてきている」とされ、「この変化を逃すことなく、地方創生の実現に向けた取組を加速しなければならない。全国津々浦々、医療、福祉、教育など社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進めつつ、ポスト・コロナ時代の新たな日常に向けて、東京圏への一極集中の是正、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組の強化を図る」こととされている。

さらに、2020年（令和2年）7月以降、住民基本台帳住民移動報告において、東京圏からの転出者が転入者数を上回る月が現れ、人口移動に変化の兆しが見られる。

新型コロナの感染拡大や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期などにより、地方創生の取組にも大きな影響が懸念されるが、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが重要であり、都市と地方の自立・連携・共生、さらには、国土強靱化の推進を図る観点から、「新次元の分散型国土」の創出に向け、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、国民的機運の醸成を含め、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。

また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組が必要であり、そのための恒久財源を確保し、全ての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会の構築に向けた地方創生の取組を息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

（１）「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策であり、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、2015年度（平成27年度）以降、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

（２）「地方創生推進交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生の取組を深化させるための交付

金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要がある中で、交付金に対する地方の期待が極めて高い。

「地方創生推進交付金」は、2021年度（令和3年度）当初予算において1,000億円が、「地方創生拠点整備交付金」は、2020年度（令和2年度）第3次補正予算において500億円がそれぞれ計上されるとともに、「地方創生拠点整備交付金」については、2021年度（令和3年度）当初予算において地方創生推進交付金の内数として、複数年度にわたる施設整備事業分が50億円に増額されている。両交付金については、地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るべきである。

（3）「移住・起業支援金制度」の活用促進

地方へのU I Jターンによる起業・就業者創出のため、2019年度（令和元年度）当初予算で創設された「移住・起業支援金制度」については、対象者や対象企業に係る要件緩和など運用の見直しが図られたところである。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」においては、「地方創生移住支援事業については、若い世代や関係人口の地方でのチャレンジを後押しする観点から、制度の対象を拡充する」とともに、「Society5.0関連業種等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業や、第二創業による当該産業分野への進出を支援するなど、起業支援事業を拡充し、若者を惹きつけるような産業を地方に創出し、雇用拡大等により地域経済を活性化させる」とされている。

地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するためには、地方への移住や地方での起業の動きをさらに後押しすることが必要であり、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すべきである。

2 デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

（1）デジタル・ガバメントの構築に向けた財政的支援

2020年（令和2年）12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「2020年改訂版デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、「自治体DX推進計画」が策定された。この基本方針においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」及び「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というデジタル社会の将来像が掲げられ、「デジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明し、デジタルリテラシーの向上等を図ることによって、デジタル化の浸透を図る」ことや「徹底した国民目線で、ユーザーの体験価値を創出していくためには、多様な主体によるデータの円滑な流通を可能とし、分野を跨ったデータ連携を進めていく」ことなどの検討の方向性を含めたIT基本法の見直しの考え方、さらには、デジタル庁設置の考え方などが示されている。また、この実行計画においては、自治体情報システムの標準

化・共通化や、これに向けた共通プラットフォーム「(仮称) Gov-Cloud」の構築、マイナンバー制度の抜本的な改善、個人情報保護法制の見直し等が盛り込まれ、これらを踏まえたデジタル改革関連法が成立したところである。

また、「自治体DX推進計画」において、2025年度(令和7年度)までに、地方自治体が取り組む情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを国が重点的に支援することとされ、デジタル基盤改革支援については、令和2年度第3次補正予算において、1,788億円、マイナンバーカードの普及促進については、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算において、計2,648億円が計上された。

今後も、これらの基本方針等に基づき、国民目線でデジタル社会の実現に向けた取組を進めることが重要であり、地方自治体の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すべきである。特に国が主導して地方自治体の情報システムの標準化・共通化を進めるからには、国が整備する「(仮称) Gov-Cloud」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すべきである。

また、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずるべきである。さらに、自治体がデジタル化に取り組む上ではデジタル人材が不可欠であり、国はデジタル人材の確保及び育成のために必要な財政支援を行うべきである。

(2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政的支援

2020年(令和2年)春から商用サービスが開始された第5世代移動通信システム(5G)は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図るSociety5.0時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹通信インフラであり、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

2021年度(令和3年度)当初予算においては、過疎地等の条件不利地域における無線通信事業者等の5G基地局整備等への補助や地方公共団体、電気通信事業者等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備への補助などが継続された。

国においては、引き続き、地方を含むエリアへの早期の5Gサービスの拡大とともに、条件不利地域以外の地域と条件不利地域との整備の格差はもとより、都市と地方とのICTインフラ等の整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充(大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする等)や自治体負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、国土強靱化の観点に立つ

た多重化などの促進、地方自治体が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する支援制度の創設など、万全の対策を行うべきである。

また、2021年度（令和3年度）当初予算においては、地域の企業等をはじめ様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」等の実現に向けた開発実証などが継続・拡充されているが、デジタル庁の設置など、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する省庁横断的で総合的な支援体制を構築し、地方における具体的な利活用事業の実施をさらに積極的に支援すべきである。

（3）テクノロジーを活用した新しい働き方の加速

感染症への対応として、都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点からテレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきている。感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態（ニューノーマル）」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社会の到来が予想される。

2020年度（令和2年度）第3次補正予算においては、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在等への支援する「地方創生テレワーク交付金」が100億円計上されている。テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を積極的に推進する観点から、地方自治体及び民間事業者が主体性を十分に発揮できるようにしつつ、十分な事業費を確保するとともに、柔軟な使途とすることなど制度の更なる拡充についても検討すべきである。

（4）マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策などの分野において、利用が進められているところであるが、マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安心安全な利用環境を確保するという原則に立って、引き続き、国民の理解を深めるため、あらゆる年齢層を意識した分かりやすい周知・広報活動に積極的に取り組むとともに、

更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、マイナンバーの利用範囲の拡大や健康保険証、各種免許証及び障がい者手帳等との一体化など、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの速やかな構築を行うべきである。また、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである

3 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

骨太の方針 2020 では、「急速な少子高齢化や働き方の変化、『新たな日常』の構築など、経済社会の構造が大きく変化する中、骨太の方針 2019 や税制調査会の答申などを踏まえ、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進める」こととされている。

今後、全ての都道府県が人口減少局面に突入することが見込まれる中で、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、三世帯同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

さらに、次世代育成支援については、2020 年度（令和 2 年度）から大学等の修学支援に対する低所得者世帯への給付型奨学金が実施されるとともに、令和 2 年度第 3 次補正予算において、「地域少子化対策重点推進交付金」の増額や不妊治療に係る助成措置拡充が図られたところであるが、引き続き、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化、2022 年（令和 4 年）4 月からの保険適用を見据えた不妊治療への支援の拡充、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた 1 兆円超の安定財源の確保など、引き続き子育て支援の充実を図るべきである。

特に、待機児童の解消については、2020 年（令和 2 年）12 月に「新子育て安心プラン」が策定され、2024 年度（令和 6 年度）までに約 14 万人分の保育の受け皿整備と児童手当の特例給付の見直し等により 2025 年度（令和 7 年度）分までの運営費が確保された。引き続き、国の責任において安定財源を確保した上で、待機児童の解消に向け、対策の充実・強化を図るべきである。

また、2021 年度（令和 3 年度）地方財政計画において、児童相談所の児童福祉司等を「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度を 1 年前倒して増員するため、地方交付税措置が拡充されたところであるが、引き続き困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向け、児童相談所の機能強化に係る財政支援の更なる充実、教育負担軽減等の更なる充実・強化、「地域子供の未来応援交付金」の拡充と運用の弾力化など、全ての子どもの安心と希望を実現するための対策の更なる充実・強化を図るべきである。

また、東京 23 区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、2021 年度（令和 3 年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、これまでの取組により、地方での本社機能の移転や拡充、雇用の創出や転入が進展していることに加え、新型コロナの影響で企業の地方移転への機運が高まっていることから、地方に

において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、本制度は継続すべきである。さらに、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべきである。

4 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

地域の活力の向上と持続的発展を図るため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京 23 区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業を促進すべきである。

また、地方団体が地方大学や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の振興と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等を支援する「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、2021 年度（令和 3 年度）においても 97.5 億円が継続確保されているが、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

（注：東京都は、東京 23 区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。

そのため、2019 年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設され、2019 年（令和元年）6 月から施行された。また、2020 年（令和 2 年）6 月の最高裁判決を受けて、基準の一部見直しが行なわれたところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、今回の制度改正の

趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ節度ある運用とすべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっていたが、2020年度（令和2年度）税制改正において、その適用期限を5年延長するとともに、税額控除割合（従前：最大3割）を最大6割に拡充して、企業の自己負担（従前：4割）を1割に引き下げ、個別認定から包括認定に転換する計画認定手続の簡素化や寄附時期の制限緩和などの大幅な制度の改善がなされた。加えて、2020年（令和2年）10月には、企業版ふるさと納税制度を活用し、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方団体等に派遣することを促す仕組みとして、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」が創設され、既に活用が始まっている。

企業版ふるさと納税は、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものである。このため、各地方団体においては、企業の理解を得るなど引き続き制度の活用にも努めるとともに、国においては、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。

6 魅力あふれる地域づくりのための財源措置

（1）スポーツ・文化施策への財源措置

新型コロナの感染拡大を受け、地方においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一年延期により、2020年度（令和2年度）に発現が期待されていた需要が先送りされたことに加え、地域等が主催する関連イベントやホストタウンの準備などに既に経費を要しているほか、各地においてスポーツ・文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされている。

国においても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を踏まえたホストタウンの支援のほか、スポーツ・文化芸術活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援、体験機会の創出に取り組むこととしているが、地方における取組や負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を行うことができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設のより弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

（2）観光施策への財源措置

ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年大阪・関西万博や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の開催等も見据え、将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたっては、国民の不安を払拭するため、水際対

策の徹底をはじめとした環境整備はもとより、国内観光も含めた今後の具体的な対策や行程を明らかにするとともに、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

なお、2018年度（平成30年度）税制改正において、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、2019年（平成31年）1月から導入された国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

7 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

中央省庁の地方移転については、まち・ひと・しごと創生本部において決定した「政府関係機関移転基本方針」や「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に沿って速やかな移転実現を図るとともに、研究機関・研修機関等についても、2017年（平成29年）4月に公表された「地方移転に関する年次プラン」に基づき、地方移転を着実に進めるべきである。

また、中央省庁のサテライトオフィスの検討については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策パッケージにおいても、「働き方改革にも寄与しながら、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討するため、サテライトオフィスを活用して中央省庁の職員が地方で中央における業務の一部を実施できる体制を整える」とされている。

これらの政府関係機関の地方移転等については、2023年度（令和5年度）中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえて必要な対応を行うこととされたが、地方への新しいひとの流れを大きなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせず、今後も国家戦略として継続して検討し、実現に向けて国が主体的に取り組むべきである。

V 税制抜本改革の推進等

1 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

法人課税については、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、2018年度（平成30年度）までに法人実効税率を29.74%まで引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大等により財源が確保された。

また、平成 28 年度与党税制改正大綱（以下「平成 28 年度大綱」という。）においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」こととされている。

今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約 6 割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

（１）外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、2016 年度（平成 28 年度）税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、大法人に導入されている外形標準課税を 8 分の 5 まで拡大するとともに、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

今後の法人税改革にあたっては、「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされており、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

（２）法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成 28 年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、2017 年度（平成 29 年度）税制改正では、電気供給業に係る改正が行われた。

分割基準は前回の見直し 2005 年度（平成 17 年度）から 10 年以上経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT 化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

（３）収入金額課税制度の堅持

与党税制改正大綱において検討事項とされてきた法人事業税の収入金額課税制度については、2020年度（令和2年度）税制改正において、電気供給業の一部に付加価値割、資本割及び所得割を組み入れることとされたものの、その大半で収入金額による外形課税が維持された。

一方、ガス供給業に係る収入金額課税制度については、令和3年度税制改正大綱の「第三 検討事項」において、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

しかしながら、電気・ガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有しているところである。

収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

2 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、2021年度（令和3年度）税制改正において、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みが3年間継続された一方で、同年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられた。固定資産税は地方団体の重要な基幹税目であることから、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた負担調整措置の仕組みを適用するとともに、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、制度の根幹を揺るがす見直し

は断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。生産性革命の実現や新型コロナ対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

4 自動車関係諸税の見直し

令和3年度税制改正大綱において、自動車税環境性能割については、税率の適用区分に係る燃費基準を2020年度基準から2030年度基準に切り替えた上で、クリーンディーゼル車をガソリン車と同等に扱う等の見直しが行われた。また、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。

今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度（平成21年度）の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、今後の自動車関係諸税の見直しにあたっては、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべきである。

5 ゴルフ場利用税の堅持

平成29年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となった。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

6 消費税・地方消費税に係る中小企業者への配慮

2023年（令和5年）10月から導入されることとなっている、インボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである。

7 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

2019年（平成31年）4月1日に地方税共同機構が設立され、同年10月から地方税共通納税システムの運用が開始されたが、納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和3年度税制改正大綱では、地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、2023年度（令和5年度）以降のeLTAXを通じた電子納付に向けて検討が進められている。また、2020年（令和2年）12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や2021年（令和3年）9月に施行予定の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、2025年度（令和7年度）までに各市町村が標準仕様準拠したシステム利用を目指している。

引き続き、電子化・標準化にあたってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講ずるべきである。

さらに、新型コロナの拡大を踏まえ、税務手続のデジタル化を推進するため、地方税共通納税システムの更なる活用などに関して、対応策を検討すべきである。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

VI 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要がある。地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を

通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VII 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2022年度（令和4年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。